

第5章 公共施設の景観整備

1 公共施設整備の考え方

道路や公園、河川、学校などの公共施設等は、機能性や安全性の確保とともに、地域の景観まちづくりを先導する役割が求められます。そのためにも、公共施設の整備にあたっては、地域の特性やまちなみに配慮し、質の高い景観まちづくりを推進すべく、これにふさわしい形態やデザインとなることを目指して取り組みます。将来的には、区が整備する公共施設等の整備に係る景観形成方針の策定を目指します。次頁からには、その方針の基本的考え方や方向性を記載します。

(1) 公共施設等の整備における景観づくりの方向性

- ①区民が愛着をもち、地域の誇りとするような公共施設とします
- ②地域の景観形成を推進するとともに、新たな景観の魅力をつくり出す地域の資源となるように設計や管理を行います
- ③地域性や周辺とのつながりに配慮し、まちなみをつなぎ、快適性を創出するよう工夫します

(2) 公共施設等の景観整備に向けた仕組みづくり

公共施設等の管理所管は国・都・区等に分かれており、景観形成のために相互に調和のとれた整備を行っていくことが大切です。

①練馬区が行う公共施設等整備における景観形成方針の策定

区は公共施設の基本的な整備や維持管理についての方向性等を「公共施設等景観形成方針」として具体的に定めます。そして、地域のランドマークともなる公共施設からの先導的な景観づくりを図ります。また、庁内の横断的な体制を構築し、景観形成の方針に沿って公共施設の景観整備に取り組みます。

②国、都等との連携

国、都、他の地方公共団体等がそれぞれの整備方針や整備計画により公共施設を整備する際には、景観形成の方針に沿ったものとなるよう要請するようにします。

③景観法の活用や協議誘導

道路、河川、公園などの公共施設は、区の骨格となる景観を構成している重要な要素です。これらについては、良好な景観づくりに関する検討を行い、必要なものについては景観法の景観重要公共施設として位置づけ、景観まちづくりの方針等に沿った整備に関する事項等を検討します。

(3) 練馬区公共施設等の整備方針

① 景観の骨格づくりに係る整備方針

河川や緑道、道路、公園が、地域の魅力や快適性の向上に資するように努めます。

■ 河川沿いの景観整備の方針

河川については、「石神井川河川整備計画」（平成 18 年 3 月、東京都）および「新河岸川及び白子川河川整備計画」（平成 18 年 3 月、東京都）に基づいた整備を東京都が推進します。練馬区が行う、河川沿いの公共空間についての整備の方針は、以下のとおりです。

【みどりに関する事項】

- ・水辺を含むみどりが一体となった景観形成を進めるため、河川沿いの植栽を適切に維持、保全、創出する
- ・目に留まるような樹木を河川沿いに配置するように努める
- ・地域に親しまれている河川沿いの樹木や植栽などの維持管理に地域住民が参加する機会を持つように努める

【河川管理用通路等に関する事項】

- ・河川管理用通路の照明等の付属物のデザインは工夫し、その色彩や色相を揃え、明度・彩度をおさえる
- ・水辺を意識させる空間づくりのため、沿川や周囲のまちに水面をみせるよう工夫する

■ 道路の景観整備の方針

【みどりに関する事項】

- ・街路樹は、道路幅員や沿道の土地利用の状況を考慮し、適切な樹形を保つなど維持管理に努める
- ・必要に応じて、街角などにランドマーク（※）となる植栽などを設置して、特徴的なまちなみ景観を演出する

【道路付属物・占用物等に関する事項】

- ・道路付属物などは、道路との調和を考慮したデザインとし、その色彩は、暖色系の色相を基本とし、明度・彩度をおさえる
- ・歩行者が安心して歩けるように、占用物等を設置する際は、配置を工夫する
- ・橋梁の整備等にあたって、水辺を含むみどりが一体的な景観となるよう配慮し、欄干のデザインや色彩等を落ち着いたもので整える
- ・地域の歴史や文化を感じさせる場所がある場合は、場所に応じて、道路付属物や舗装部等に歴史を感じさせるデザインを使用するなどの工夫をする

■緑道（※）の景観整備の方針

【みどりに関する事項】

- ・緑道内の樹木は、適切な樹形を保つなどの維持管理に努める
- ・地域に親しまれている樹木や植栽などの維持管理に地域住民が参加する機会を持つように努める
- ・地域に開かれた親しみやすさが感じられる緑道とするため、植栽をしたり、歩行者空間をつくりだしたりする

【緑道の施設に関する事項】

- ・ベンチ、サイン、照明等の設置にあたっては、歩行者が安心して歩けるように、配置を工夫するとともに、自然景観と調和するように、色彩は暖色系の色相を基本として、明度・彩度をおさえる
- ・舗装材は、自然環境に配慮したもの（透水性や保水性など）を使用するようにする
- ・特徴的なまちなみ景観を演出するため、必要に応じてランドマークとなる植栽や、サイン等を設置など工夫する
- ・場所に応じて、（水が流れていた水路であった頃のイメージが感じられるように、）歴史を感じさせるデザインとするなどの工夫をする

■公園の景観整備の方針

【みどりに関する事項】

- ・既存の樹林地や樹木の保全や自然環境を活かした施設等の整備に努める
- ・舗装材は、自然環境に配慮したもの（透水性や保水性など）を使用するよう努める
- ・周辺のまちなみに配慮して、樹木や植栽の配置等工夫する
- ・地域に親しまれている花壇、樹木や植栽の維持管理に地域住民が参加する機会を持つように努める

【公園施設に関する事項】

- ・トイレやベンチ、サイン、照明等（遊具施設を除く）施設の色彩は、暖色系の色相を基本とし、明度・彩度をおさえる
- ・地域に開かれた公園・緑地として、道路に面する部分での歩行できる空間の確保など工夫をする
- ・場所に応じて、地形的な特徴を活かした施設整備に努める（崖上に位置する場合は、眺望を活かした広場の確保、水辺がある場合は親水性に配慮したデザイン、植栽等工夫する）
- ・公園内やその周辺に地域の歴史や文化を感じさせる場所がある場合は、整備の際、配慮してデザインを工夫する

②公共建築物等の景観整備の方針

行政施設や文化教育施設などは、地域の魅力づくりに資するよう整備を行います。

■公共建築物等の景観整備の方針

【みどりに関する事項】

- ・道路に面する場所の緑化や敷地内の緑が外に見えるようにして、周囲のまちなみのみどりと連続させるよう努める
- ・公園や緑地、憩いの森、農地等に隣接する場合は、敷地内の植栽等を工夫し、自然環境の一体性を確保する
- ・地域に親しまれている樹木や、ランドマークとなる樹木等が敷地内にある場合は、保全するように努める
- ・敷地内の樹木や植栽などの維持管理に地域住民が参加する機会を持つように努める
- ・練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成 19 年 12 月練馬区条例第 79 号。以下「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」という。）を踏まえ、緑被面積を確保する

【建築物の配置、意匠に関する事項】

- ・景観形成基準（第 3 章）に沿ったものとする
- ・地形的特徴を活かした施設デザイン、配置とする
- ・周辺のまちなみと調和するように、建築物等の配置や規模を工夫する。また、必要に応じて敷地内に歩行者通路や小広場の設置などを行う
- ・周辺のまちなみの建築物等より大規模な施設となる場合は、建築物の壁面が周囲に圧迫感を与えないような工夫をする
- ・建築物の外壁の基調色を暖色系の色相とし、明度や彩度をおさえる

2 景観重要公共施設の整備等に関する方針

道路や河川、都市公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素です。その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。このため、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を積極的に活用していきます。

区（景観行政団体）が、景観計画区域内の景観上重要な公共施設を、施設の管理者の同意を得て、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることにより、各施設管理者は景観計画に基づいて、公共施設の整備を行うこととなります。

□指定にあたっての方針

景観重要公共施設は、次に示す考え方にに基づき、施設の管理者の同意を得たものについて、指定します。

景観施策の実施状況に応じて順次指定します。

■景観重要公共施設の指定の考え方

- ・ 区の景観の骨格となる河川、道路等、都市構造を構成する上で重要な公共施設
- ・ 拠点性を有する地区における主要な公共施設
- ・ 区や地域のシンボルとなっており、良好な景観形成を進める上で重要な公共施設
- ・ みどりに包まれ景観に優れた公共施設、または特徴的な景観を有する公共施設
- ・ 事業化の検討や区が積極的に整備を推進するなど、区の景観まちづくりを効果的に進めるため、または中心となる公共施設

3 景観重要公共施設の指定と整備等に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設の整備等に関する方針に基づき、以下の公共施設を景観重要公共施設として指定します。指定候補となる施設については、順次指定を行います。国・東京都が管理する公共施設については、協力を要請していくものとします。

また、この他にも今後、施設の管理者の同意を得たものについて、順次指定していきます。

■景観重要公共施設

景観重要河川：石神井川、白子川

景観重要道路：大泉学園通り（練馬主要区道 39 号線の一部および一般区道 22-152 号線）

田柄川緑道（練馬一般区道 42-133 号線ほか）

光が丘外周道路（練馬一般区道 41-269 号線）

補助 132 号（指定候補）

景観重要公園：石神井公園、城北中央公園、光が丘公園、大泉中央公園

武蔵関公園、大泉井頭公園、高稲荷公園、越後山の森緑地、

光が丘内公園（区立公園区域）、大泉さくら運動公園、

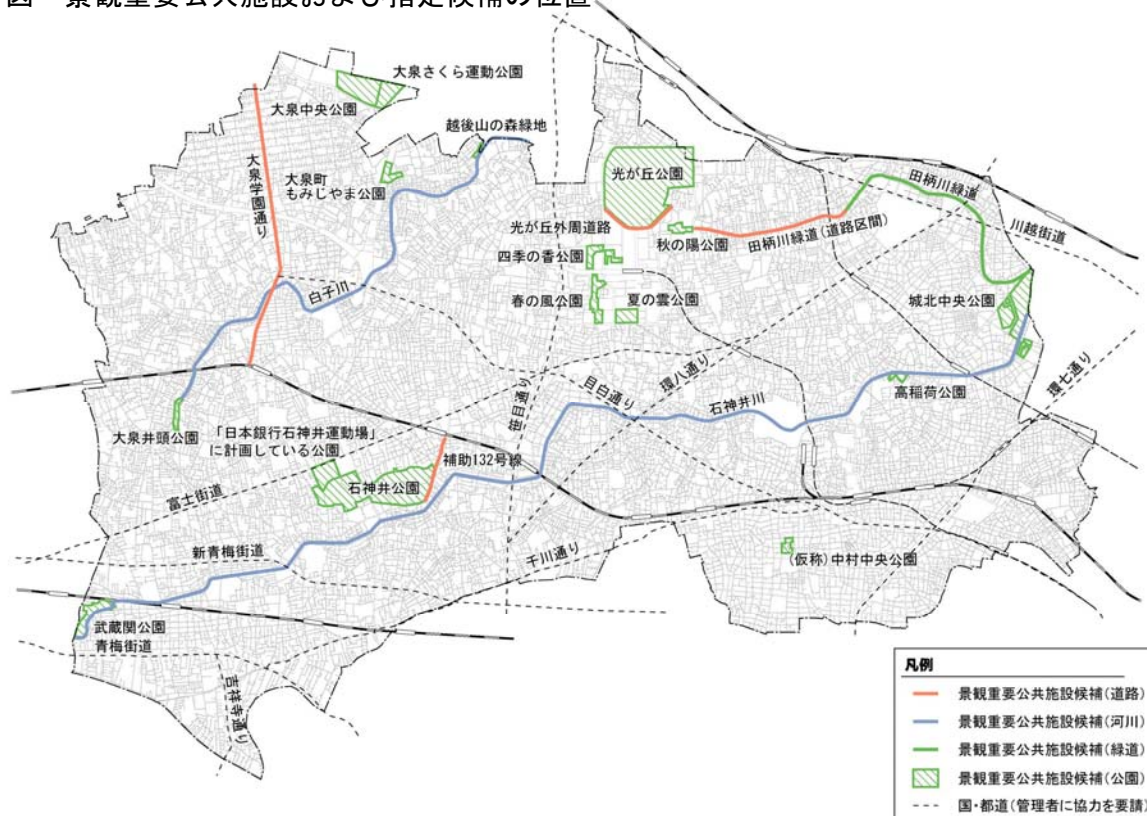
田柄川緑道（緑道区間）、（仮称）中村中央公園（指定候補）、

大泉町もみじやま公園（指定候補）、

「日本銀行石神井運動場」に計画している公園（指定候補）

- ・この他、今後、施設の管理者の同意を得たものについて、順次指定していきます。
- ・国、東京都が管理する道路については、隣接自治体と指定について協議し、必要と認めた場合は、管理者に協力を要請していきます。

図 景観重要公共施設および指定候補の位置



(注) 参考資料(図面集)-9を参照して下さい

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備は、公共施設としての機能性、安全性、経済性を十分に考慮した上で、次に掲げる事項に基づきおこなうこととします。(景観法第8条第2項第4号ロ)

①景観重要河川

○石神井川

石神井川は、区の景観の骨格となる河川として、重要な景観要素であり、川沿いには、遊歩道が整備されています。区民に親しまれているとともに、景観の評価も高くなっています。

「石神井川河川整備計画」(平成18年3月、東京都)に基づき、洪水に対して、より安全な河川の整備、公園などとの一体的整備による親水整備、自然河床整備による生物の多様性の創出を目指し、整備します。

○白子川

白子川は、区の景観の骨格となる河川として、重要な景観要素であり、川沿いは、起伏のある地形となっており、公園・緑地が整備されています。また、区民に親しまれているとともに、景観の評価も高くなっています。

「新河岸川及び白子川河川整備計画」(平成18年3月、東京都)に基づき、流域に残る水にかかわる歴史・文化などに配慮しつつ、自然環境や河川水質の保全、維持流量の確保、健全な水環境の形成、親水整備、公園等の計画との連携など、河川環境の向上につながるよう整備します。

②景観重要道路

○大泉学園通り [区道] (主要区道 39 号線の一部、一般区道 22-152 号線)

大泉学園通りは、道路の景観として、区民の最も評価が高い道路です。春には、街路樹の桜が連続し、代表的な区のシンボルとなる景観を形成しています。

桜並木を維持管理するとともに、歩行者にとって歩きやすく心地よい歩道を整備します。

○田柄川緑道 (道路区間) [区道] (一般区道 42-133 号線、42-205 号線)

田柄川緑道 (道路区間) は、街路樹が連続する歩いていて心地よい道路です。

かつての田柄川の面影が感じられ、みどりのネットワークとして歩行者が快適に歩くことができる道路として整備します。

○補助 132 号の一部 [区道] (石神井公園駅南～豊島橋交差点) (指定候補)

補助 132 号は、現在、駅から公園方面に向けて整備が進められています。

現在進められている整備を景観形成の機会として捉え、周辺の土地利用等を考慮するとともに、地域の主要な道路として石神井公園へのアプローチ道路にふさわしい景観形成を図るよう整備します。

○光が丘外周道路〔区道〕（一般区道 41-269 号線）

光が丘外周道路は、団地内のシンボルであり、歩道の幅が十分確保され、街路樹が豊かな心地よい道路です。

歩行者が心地よく歩くことができる道路として、桜並木など街路樹と歩道を維持管理していきます。

③景観重要公園

○石神井公園〔都立〕

石神井公園は、ボート池を中心としたレクリエーション機能、三宝寺池のみどりが残された自然、周辺には、石神井図書館や石神井公園ふるさと文化館などの文化施設があり、石神井城跡などの歴史を有したみどりの拠点として、区民から親しまれているとともに、景観上の区民の評価が最も高い公園です。

都の「石神井公園マネジメントプラン」に基づき、広く住民に親しまれている代表的な公園として整備するとともに、水辺を含むみどりの保全や周辺施設との連携など、現在の良好な環境を維持管理していきます。

○城北中央公園〔都立〕

城北中央公園は、区東側に位置し、レクリエーション、自然・文化の拠点として、区民から親しまれているとともに、景観上の区民の評価が高い公園です。

都の「城北中央公園マネジメントプラン」に基づき、管理を行います。広く住民に親しまれている公園として、特に南側については、石神井川の景観と一体化した公園として整備するとともに、現在の良好なみどりの環境を維持管理していきます。

○光が丘公園〔都立〕

光が丘公園は、光が丘団地の北側に位置し、自然・文化、レクリエーションの拠点として、区民から親しまれているとともに、景観上の区民の評価が高い公園です。

広く住民に親しまれている代表的な公園として、都の「光が丘公園マネジメントプラン」に基づき、みどりを保全するとともに、公共施設と連携した現在の良好な環境を維持管理していきます。

○大泉中央公園〔都立〕

大泉中央公園は、区の北西部に位置し、グラウンドや多目的広場が整備されたレクリエーションの拠点として、区民から親しまれている公園です。

都の「大泉中央公園マネジメントプラン」に基づき、管理を行います。広く住民に親しまれている代表的な公園として、東側に隣接する区立大泉さくら運動公園と一体化した、良好な環境を維持管理していきます。

○武蔵関公園 [区立]

武蔵関公園は、石神井川と一部つながり、中央に富士見池があり、池沿いには遊歩道が整備された桜がきれいな公園です。

石神井川の空間と一体化した、水辺を含むみどりを活かすとともに、心地よい遊歩道を今後とも維持管理します。

芦の島のメタセコイアも公園のシンボルとなっており、保全に努めます。

○大泉井頭公園 [区立]

大泉井頭公園は、白子川の水源の1つであり、周辺の土地利用は農地と住宅地に囲まれています。

現在の水辺を含むみどりの環境を維持するとともに、周辺の土地利用に配慮した整備を進めます。

○高稲荷公園 [区立]

高稲荷公園は、石神井川の南側に位置し、小高い丘を有している地域にとって親しみのある公園です。

石神井川の景観と一体化した起伏のある特徴を活かした公園として、維持管理します。

○越後山の森緑地 [区立]

越後山の森緑地は、白子川の北側に位置し、みどりで覆われた緑地です。

白子川の景観と一体化したみどり豊かな緑地として、今後とも保全します。

○光が丘内公園（区立公園区域） [区立]

光が丘内にある区立公園のうち、「春の風公園」、「夏の雲公園」、「秋の陽公園」、「四季の香公園」は、それぞれ個性があり、区民に親しまれている公園です。

それぞれの個性を今後も継承し、みどり豊かな公園として維持管理します。

○大泉さくら運動公園 [区立]

大泉さくら運動公園は、都立大泉中央公園の東側に一体的に整備されている公園で、区民のレクリエーションの場として親しまれています。

都立大泉中央公園と一体化した、広々とした公園空間として維持管理します。

○田柄川緑道（緑道区間） [区立]

田柄川緑道（緑道区間）は、都立城北中央公園から連続し、みどり豊かで、歩きやすく整備され、暗渠化される前の橋の名称版なども設置された地域に親しまれている緑道です。

周辺の学校等の公共施設のみどりと一体化したみどり豊かで心地よい歩行者空間として維持管理します。

○（仮称）中村中央公園〔区立〕（指定候補）

中村中央公園は、住宅地の中に整備される防災公園です。広々とした空間を楽しむ原っぱを基本に、外周には延焼を止める植樹帯、災害用トイレや防災倉庫など防災施設を設置した災害対応の拠点です。

利用者の安全性と快適性を高め、周辺のまちなみに調和した施設整備を図るとともに、緑豊かで開放的な公園として維持管理します。

○大泉町もみじやま公園〔区立〕（指定候補）

大泉町もみじやま公園は小高い地形の上の公園です。

公園内から南側の眺望を活かした展望デッキや空中デッキからの眺望を保全するとともに、区民に親しまれる公園として整備・維持管理します。

○「日本銀行石神井運動場」に計画している公園〔区立〕（指定候補）

都立石神井公園に隣接する日本銀行石神井運動場については区立公園となる予定であることから、整備終了後、追加して指定する予定です。

区立公園の整備にあたっては、現在のみどり豊かな環境を活かし、区民をはじめ、多くの人々が豊かな時間を過ごせる魅力ある公園となるようにします。